

平成27年第1定例会3月9日

日程第10. 議案第23号 O C Rシステム備品購入の売買契約について

○議長 宮城清政君 日程第10. 議案第23号 O C Rシステム備品購入の売買契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第23号 O C Rシステム備品購入の売買契約について O C Rシステム備品購入について、下記のとおり売買契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めます。記 契約の目的 既存O C Rシステム入れ替えに伴う備品購入。契約の方法 随意契約。契約金額 1,219万3,200円。契約の相手方 住所 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目27番24号 博多タナカビル。商号 株式会社ジェイエスキューブ。氏名 福岡営業所長 織田 学。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 O C Rシステム備品購入売買契約についてを説明いたします。まず、事業概要に入る前にこのO C Rシステムというものがいかなるものかその概要をご説明いたします。O C Rシステムは、光学式文字読み取り装置とされています。この機器が、現在、本町の徴税、国民健康保険税、その他納付書と各事業所からきます住民税課税のための給与支払報告書を読み取って、例えば納税であれば何期の何税を誰がいくら払ったとデジタルデータ化されて収納システムに行きます。その他の料金等についても同様の業務を行っております。そして、給与支払報告書もちょうど今、町民ホールで行っております住民税課税ですね。その各事業所からくるものを機械で読み取って、それも課税システムに数字として入り、誰にいくら払われて、源泉徴収がいくらで扶養がいくらでというのも瞬時にシステムへ変換するシステムです。もう1つは、これを画像として取り込んで、綴られた納付書から探すのではなくて、システム上でこの納付書の写しを見ることができるというように、複数の業務を行っております。このO C Rシステムで処理されている年間の件数でございますが、税等の収納関係が平成25年度で10万9,420件、給与支払報告書の読み取りで平成25年度が2万644件となっております。それぐらい日々使用されている機械でございます。現在使用されている機械が6年を経過して、すでにメーカーからも保証期間終了だとあり、仮に故障しても代替の備品がないということになっていきます。そのため、12月補正で備品購入費として認めていただいたものの今回契約となっております。なぜではこれが随意契約かでございますが、今回導入するO C Rシステムにつきましては、先ほどご説明した処理業務に対応可能であることです。数値として読み込む、画像として取り込む、給与報告書も納付書関係も同一機器で読み取れるということです。それから、本町が今使っている住民情報システムとの連携が当然スムーズ、円滑に行えるこ

とが必須であります。特に先ほども申しました納付書と給与支払報告システムを同一機器で読み込んでいる作業や画像イメージの管理は、本町が独自で行ってきている業務でございます。そのことから、これらの複数の業務に対応できて連携がスムーズに行える機械は、今ある機器の後継機器である提案しました機器以外の導入では非常に困難であるということでございます。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の、その性質又は目的が競争入札に適していないものに該当することとして契約方法は随意契約ということでございます。以上が議案第23号の概要説明でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 1,200万円余の金額を要してこれを購入するわけですか。省略化の観点から人手がどれぐらい減らされるのか。それから、この機械が持っている耐用年数と言うのでしょうか。それから、いろんなソフトが開発されてくると思うのですけれども、そのつどまた金額はその分だけ増えるのか。3点教えてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 省略化についてでございますが、先ほどの処理している件数が納付書関係で年間約11万件、給与報告書が2万件、それを仮にキーパンチャーが入力するとなりますと、どれぐらいの人数になるかは分からないのですが、よほどの人件費になるかと思えます。それからもう1つは、瞬時に読み取ること、そして機械ですから入力ミスがかなり少ないということです。そういうこともございまして、スピード化、効率化にはこの機器で対応したほうが断然正確性もスピードも上がるということで考えております。

耐用年数としては、代替の情報機器も含めまして5年とみています。現在の読み取り機も5年目を経過した時に、メーカーから保証期間は終了ですと言われております。

それから、ソフトについてでございますが、今回も議案書2ページにあります給報OCRパッケージというもので、105万円がここに含まれております。ソフトも一緒です。それから、制度改正についてもそんなに大規模な改修ではなくてほぼメンテナンスの範囲内でやっていただけるのもあると思うのですけれども、そんなに多額なソフトはないと、これまでもそういうことでしたので同様に考えております。以上です。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 これはいつごろ開発されたのでしょうか。それから、実績はどういった内容になっているのかどうかお聞かせください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 実際にこのOCRが開発されたのか、どれぐらいのコストで使えるようになったかまだ調べてはいないのですが、本町が導入したのは6年前となっています。それから、このジェイエスキューブは、ホームページから見ると全国の自治体1万1,000が利用というふうに見ました。結構メジャーな機器となっています。金融機関やそういう請負業者等もその機器が導入されているという情報もあります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 勝議員からも聞かれたかも知れませんが、マイナンバー制度の導入が予定されているわけですが、それとの係わりでこれに新たな、さらまたお金を要して整備が必要になってくる。これは、マイナンバー制との関係ではどのようなようになっていくのか。その点について検討されていればお答えいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。マイナンバー制度の導入に伴って機器を更新するのではなくて、先ほどお話しました6年経過しまして保証期間が終わるということです。あとは社会保障と税のためのマイナンバー制度と言われておりますので、給与報告書には入ってくると思います。ただ、他の納付書にそれがどのようなになるかはまた別です。ナンバー制度導入されたから大規模なというようなことは、今のところ見込まれていません。結論として、特にマイナンバー制度に伴う入れ替えではないということでございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 マイナンバー制度に伴う入れ替えではないことは、先ほど保障期間が終了したから後継機器と取り替えるとのことでしたからそれはそれで結構ですが、マイナンバー制度への対応でこの機器がスムーズに適用できるということは確認していいわけでしょうか。そういう意味で、マイナンバー制度の時に更にまた同様な機能を有する機械を導入せざるを得ないということにならないかどうか、そのことを聞いています。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。マイナンバー制度が導入されて、また新たな購入は今のところ考えておりません。そして、この導入についても今回の入れ替えのときに今ある情報をとということで、いずれにしてもマイナンバー制度もこのシステム自体導入中ですので並行に、スムーズにいくような当初からの導入で対応していきたいと考えています。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 高速の文字読み取り装置とのことですが、先ほどの10万件云々は年間で10万件処理するということだったのかな。この機械が、先ほど納付書処理云々とありましたが、納付書の処理とはどういうことなのか。私が納付書を持てきますと、それを読み取るということなの。それだったら別に何万件も処理できなくても南風原町は3万人ぐらいしかいないので、そんなに早いものでなくてもいいような気がするのですけれども、これまで6年間使っていたということですがどういう処理を行うのか。例えば大量に納付書があつて瞬時にコンピュータに入れないといけないというときに、この機械がぱっと読んでいくというのだったら話はよく分かります。そうではなくて、税金を納めにここに来るわけですから、どのような処理の仕方をするのかが1点目の疑問点です。

それからもう1つは、もしこれが壊れたりしたときに、別で対応できるのか。故障している間は業務がストップということなのか。バックアップ体制はどうなるのか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。まず業務の説明です。仮に1人の方がいて国民健康保険税だったら納期が10期あります。固定資産税は4期です。保育料、給食費、それらのものがいろいろな金融機関、法人であれば県外もあります。さまざまな金融機関を通つてわれわれの指定金融機関に集められます。これを1枚1枚、人間が、Aさん何の税の何期、いくら、というように手で打つのか、のフォームに合わせた読み取り機に通してやるのかもありますし、それも量の問題からして年に11万件ですので精度の問題です。もちろん、特に給与報告書は読み込ませて、もう一度人間がチェックしますが、打ち出された納付書のミスはほとんどございません。どなたがこういった種類の納める額いくら、ということですね。これが瞬時にして収納管理システムに入りますので、この人はこの税を何期納めて終わりですという集計もすぐにできます。そういった業務をやっている

平成27年第1定例会3月9日

るということでもありますので、ぜひこれはマンパワーによるものではなくて、そういった読み取り機が必要であるということです。特に納めてかなり時間がたって、本来納めているのに納期を過ぎてあなた滞納ですよということも失礼の上にトラブルの多いケースです。そういったこともできるだけリアルタイムの処理に近いような対応をわれわれはやっていきたいということもあります。

2点目の故障のときですが、当然そういったような今言うようなことが起きますので、迅速にメーカーに来てもらって対応します。必要があれば代替機、いわゆる車検のときの代車のようなそういったものも含めて業務にできるだけ支障がないような対応をすることになります。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 こういふことですか。例えば町民が役場ででも他の金融機関でも税金を納めると、そのときの納付書で誰れさんが納めていますとこの機械に読み込ませてコンピュータで処理するということですか。毎日あちこちからこういう書類が集まってきて、これを処理してコンピュータに登録させる機械がこれだということなのでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えします。そういうことでもあります。納付された方は、納付書の控えがあります。金融機関が取るものがあると思います。領収書が納付者に手渡されて、残りは金融機関が取ります。あれが各金融機関からめぐって本町の指定金融機関にきて役場に戻ってくるということですね。これを議員おっしゃったように、この読み取り機にかけて収納管理システムにいて、だれがいつの何期を納めましたと、この人はまだですというような業務に蓄積されていくことになります。

〔「休憩願います」の声あり〕

休憩（午後1時47分）

再開（午後1時49分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 いくつか確認をします。今使っている機種を取り替えだとのことでした。耐用年数の6年がきて、今後ともその機種の切り替えがつかないでいくのかということです。

もう1つは、これだけの機種ですので、町内の企業や県内の業者にはそういった方がいなかったのかどうか。随意契約ですから、そこだけしかいなかったのかどうか。町内の業

者、県内の業者でその機種を取り扱っている業者がいなかったのかどうか確認します。

それから、この機種の機能は全く変わらないのですか。高速読み取り、その機能は変わらないそのままのペースであるのか。変わるものがあるのであればそれも教えてください。以上3つについて教えてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。まず耐用年数との関係ですが、先ほどもご説明のなかでお話しました。メーカーから故障しても取り替える部品がありません、保障期間終了ですと言われたものを使い続けるリスク。先ほど宮城議員にも説明したとおり、日々かなりの量のデータ処理をしなければいけないということがございますので、良いか悪いかは別にして、最近の情報処理機は5年そこいらの耐用年数でアップデートされていくというのが現実でございます。それへの対応です。

もう1点は、町内業者、県内業者。これがこの機器の特殊性と言いますか、特に情報処理機です。今使っている住民情報システム。住民基本情報をベースに税とか国民健康保険とかそれぞれある、そこにうまく合致するようなシステムとしてプログラミングが構築されております。そこに合うのが、ジェイエスキューブの今回提案した機械だということでございます。絶対に100パーセントないかと言われればそうではないと思うのですけれども、たぶん購入の何倍の経費で今ある情報システムの改修が必要であることは容易に想像できますし、そういったことになると思います。トータルのものですね。われわれが特殊的な1つの機械で、納付書と給与報告書と画像処理を一手に行っているという、その業務に対応できるのはこの機械だということになって、福岡営業所との契約の提案であります。

機能でございますが、当然、5年、6年の後継機ですので、処理速度、精度は格段に優れたものになっていると確認しています。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 それでは、こういうのはどうでしょう。機種の売買契約だったらリースはできないのか。5年契約のリースはどうなのか。どちらが経費的に安くつくのか。そういう計算をして、買ったほうが良いという結論に達したのかな。5年ごとに切り替えがあれば、安くなるのであればリースも考える余地があるのではないかと思いますかどうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。6年経過したものは、おっしゃるようにリースの契約でございました。当然、リースとなると5年、6年でそういった額を実際支払っているようなもので、あとはリース料に金利手数料のようなものが反映されておまして、現在使っているものは約5年間で保守料込み2,000万円ほどになります。このリースの手数料を除いたら、天秤にかけるとそのほうが安くなると考えています。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 先に部長が話をされていましたが機種故障であった場合の保守をすとかいうことがありました。リースも同じですね。当然保障するでしょう。そういったことで、こういうコンピュータ関係になると悩むと思うが、例えば私は環境の杜の話をよくします。環境の杜のトレーニング器具は、1億何千万円もかけて全部リースです。これも5年、10年たったら全部取り替えということでやっていますが、物を買ったらその所有権は町にあるのだから、この物を今度はどこで保管するのか。この企業に買い取りをさせるのか。町の財産ですから、いろんな情報が入っているものですから勝手に処分はできないと思います。そういったことで、リースも1つの方法かと思います。町でそのまま保管するのではなくて、企業に引き取ってもらってまた新しい機種を入れてもらう、これも1つの方法かと思います。今、議案として出ているのは、機種の取り替えですので、当然前の機種も町の財産です。その古くなった機種はどのように保管するのか。どのように処分するのか、そのへんの問題も出てきませんか。逆に、最初からリースにしておけば、この機種は企業のものだから、そのまま新しいものと交換をして、古いものは企業が持ち帰る、ということでこちらの財産で処理する必要はなくなるわけですね。そういったことで、リースはどうかと質問しましたが、どうなるのかお答えください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。一般的にはありますが、どうしてもリースはリース料の分が嵩みます。金額的にはそうなります。これはもうさまざまなリースがそのようになると思います。5年間のリース期間が終わった時には、残存部分で買い取りますとか引き取ってもらうなどいろいろな契約があります。ケースバイケースで情報処理機はリースをやっているものもあるのですが、残存しているデータについて記憶装置の処理という別の課題があります。大事な住民情報ですので、漏えいがないようにきっちり破碎して処分するなど心掛けておりますが、今回のケースにつきましてはリースよりも買い取りのほうがトータルで有利だろうという考えでありまして、今後一切リースはないということではありません。ものやケースによってはリース、買い取りが契約によっては出てくるかと思えます。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第23号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第23号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第23号 O C Rシステム備品購入の売買契約についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。